

「ソーシャルワーカーの倫理綱領」の策定及び改定作業の経緯

1. 2005 年版倫理綱領策定の経緯

2000 年 7 月の国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) 国際会議（モントリオール会議）において「ソーシャルワークの定義（Definition of Social Work）が採択されたことに呼応して、日本ソーシャルワーカー協会の呼びかけにより、2000 年 12 月 19 日に日本社会福祉士会との合同作業委員会が組織され、倫理綱領策定に向けた作業が開始された。

2001 年 3 月より日本医療社会事業協会の参加を得て、3 団体協働による作業となった。2002 年 10 月 5 日までに 7 回の審議を経て、同年 10 月 17 日付で『ソーシャルワーカーの倫理綱領』案を公表、関係者や関連学会等からのパブリックコメントを求めた。

2002 年 12 月 28 日に、それまでの 3 団体に加えて、日本精神保健福祉士協会が取り組みに参画、2003 年 2 月に、国際ソーシャルワーカー連盟に加盟している。

日本のソーシャルワーカー職能 4 団体「社会福祉専門職団体協議会」として正式に「倫理綱領委員会」が組織され、策定作業が進められることとなった。作業は、IFSW の定義及び倫理綱領はじめ、各団体が採択している倫理綱領（「医療ソーシャルワーカー倫理綱領」（医療社会事業協会、1961 年）。

「ソーシャルワーカーの倫理綱領」（日本ソーシャルワーカー協会、1986 年）、「精神保健福祉士協会倫理綱領」（日本精神保健福祉士協会、1988 年）、および諸外国の倫理綱領をもとに、全 12 回の委員会が開かれた。

2005 年 1 月 27 日、すべての検討作業が完了し、社会福祉専門職団体協議会・倫理綱領委員会（委員長 仲村優一）の名のもとに、正式に「ソーシャルワーカーの倫理綱領」として公表された。

その後、日本ソーシャルワーカー協会が 2005 年 5 月 21 日、日本医療社会事業協会が、2005 年 5 月 28 日、日本社会福祉士会が 2005 年 6 月 3 日、日本精神保健福祉士協会が 2005 年 6 月 10 日、それぞれの年次総会において、各団体の正式な「倫理綱領」としてすることが承認・施行され、現在に至っている。

各団体の倫理綱領として施行される際、綱領のタイトルに各団体名を入れることについては、後日の 4 団体代表者会で確認された。

2005 年の倫理綱領委員会の構成は以下のとおりである。

日本ソーシャルワーカー協会：仲村優一（委員長）、大友崇義、北本佳子、高橋五江

日本社会福祉士会：土師寿三、宮本和武、宮嶋淳、山本進

日本医療社会事業協会：高田玲子、北島英治、堀越由紀子、大川原順子

日本精神保健福祉士協会：門屋充郎、牧野田恵美子、小久保裕美、永井久美子

2. 2020 年版倫理綱領改定の経緯

2014 年 7 月、国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) 国際会議（メルボルン会議）において、2000 年の「ソーシャルワークの定義」の改正案「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」（Global Definition of Social Work、以下、新グローバル定義）が採択された。

新グローバル定義を受け、日本ソーシャルワーカー連盟（旧社会福祉専門職団体協議会）の中で、倫理綱領改正に向けた機運・動きが高まった。

2018 年 2 月 2 日、連盟代表者会において、2005 年の倫理綱領の改定を行なうことが正式に承認され、構成 4 団体からの代表者 3 名（合計 12 名）からなる「日本ソーシャルワーカー連盟倫理綱領委員会」の発足と事務局を日本ソーシャルワーカー協会が担当することが承認された。

2018 年 5 月 26 日、連盟 4 団体の代表者及び事務局員が集まり、第 1 回倫理綱領委員会が開催され、2020 年 5 月 15 日までに 15 回の委員会が開催された。

検討作業は、2005 年の倫理綱領の各条文を 4 団体で分担し、修正のための原案作成を行なった。そ

の結果を初期資料としてまとめ、委員会において、旧条文と照らし合わせながら逐条的に検討、必要に応じて継続事項として各団体委員会に諮り、それを事務局（日本ソーシャルワーカー協会）でまとめ、次回の委員会に付すという手順で作業を進めた。委員会は、上程された資料をもとに、委員の自由な発言と慎重さをもって進められた。

検討作業においては、2014年7月のIFSW「グローバル定義」を基本に、「アジア太平洋地域における展開」「日本における展開」を視野に入れ、2018年7月に改訂されたIFIAの倫理（倫理原則に関するグローバルソーシャルワークの声明）との整合性について検証し、パブリックコメント（2019年5月～7月末日）による各団体の会員や関係者からの意見・提案等を取り入れるなど、多くの資料・意見等を参考にしながら進められた。

検討作業は2020年3月末の委員会をもって終了の予定であったが、新型コロナウイルス発生のため延期となり、2020年4月に第13回と第14回を電子会議形式で開催、5月15日の第15回委員会をWEB会議形式で行い、すべての作業が完了した。その後、倫理綱領委員会（委員長 保良昌徳）の名のもとに、日本ソーシャルワーカー連盟代表者会議に「ソーシャルワーカーの倫理綱領」（成文）として報告された。

各団体の倫理綱領として施行される際、本綱領のタイトルに各団体名を使用することについては、第1回の委員会で合意確認された。

2018年5月発足の倫理綱領委員会の構成は以下のとおりである。

日本ソーシャルワーカー協会：岡本民夫、保良昌徳（委員長）、松永千恵子

日本社会福祉士会：西島善久、中田雅章、前嶋弘

日本医療社会福祉協会：早坂由美子、小原眞知子、上田まゆら

日本精神保健福祉士協会：柏木一恵、木太直人（会長代行）、岡本秀行、岩本操

事務局：杉山佳子、春見静子、星野晴彦、高石豪、甲田賢一、駿河諦

（2020年5月15日最終作成）